

第26号(2007年1月)

2007 年、新しい年が始まりました。今年も宜しく願います。これまで以上に皆様のお力になれるよう、全職員が力をあわせて精進していきますので、引き続きのご声援をお願い申し上げます。さて、今年最初の清友会計舎通信は『電子申告』について説明したいと思います。最近の税務行政(＝国税庁・国税局・税務署)の最大の関心事は電子申告・納税システムの普及・促進です。皆様も各種会合の中で税務署職員が電子申告のお願いをしているのを聞かれたことがあると思います。実はこの電子申告ですが、国策の一つとして政府も本腰を入れているにもかかわらず、電子深刻と揶揄されるほど利用状況が低迷しています。そこでこの状況を打破し、促進・普及を図るためにこの1月より制度の改良が図られました。すでに私は試験的に自分自身の申告を電子申告により行っていますが、正直、これまでの制度は使い勝手が悪く、とても皆様にお勧めできるものではありませんでした。しかし1月より制度が改良されたのを機に、一度皆様に電子申告を知っていただこうと思いテーマとして取り上げました。

知ってますか?電子申告

電子申告とは何ですか?

平成 16 年 2 月 2 日より、電子申告・納税システム「e-Tax」の運用が開始されています。「e-Tax」は、一言で言えば所得税や法人税といった国税について、申告や納税をパソコン・インターネットで行うシステムです。一連の手続きを電子化することで、利便性を向上させ、行政事務を効率化させるのが目的です。その開発には実用化までに **220 億円!!**の開発費(＝税金)が投じられ、またその進化のために引き続き膨大な開発費(＝税金)が投入され続け、さらには普及・促進キャンペーンに費用(＝税金)を投じ続けています。ただしそのカバー範囲は広く、法人だけでなく個人の所得税の確定申告まで対象になります。納税にはインターネットバンキングを利用することも可能ですので、オフィスや自宅にしながら申告・納税ができるというのが謳い文句です。そして **2010 年には納税者全体の約 50%**の電子申告を目標に掲げています。ところが、これだけの巨費を投じながら、**昨年度の利用実績は納税者全体のたった 0.5%**とわけて低調です。マスコミからの批判も出始め、これに焦りを感じた課税当局は電子申告・納税システムの普及・促進に必死になっているのです。

電子申告のメリット

納税者にとっての電子申告のメリットを下にまとめましたが、我々が本当に便利だと実感することはほとんどないと思います。はっきり言って電子申告は、課税当局が自分の業務効率性を高めるために、課税当局の利益を最優先にして構築されたシステムです。従って納税者側の利便性は二の次になっており、さらに情報漏えい等の危険性を排除するために安全機能を強化した結果、かえって納税者にとっては複雑かつ煩雑なシステムになってしまいました。

逆に課税当局は、電子申告が軌道に乗れば、まず内部の事務職員をかなり削減することができるでしょう。またこれまで手作業で行っていた各種作業がシステム化されることで、調査効率も上がるでしょう。さらに削減できる内部の事務職員を調査現場に投入することで調査の実績も上がるでしょう。

<納税者のメリット>

- 自宅にしながら申告・納税が完了する。
- 税務署閉庁後の夜 9 時まで手続きができる。
- 紙文書の不要化により印刷代が不要

<課税当局のメリット>

- 入力やチェックの手間が省ける、つまり人件費の削減
- 紙文書の減少により保管の手間が省ける
- 税務調査の効率化

- 電子申告をすると税額が軽減される
- 簡略な税務調査にもらえる。

このようなメリットがあればいいのですが…。

<注> 来年(平成 19 年分)または再来年(平成 20 年分)の個人所得税の確定申告に際しては、一定の場合に 5,000 円の税額控除が受けられるようになる見込です。ただし適用要件は簡単ではないと思います。

これまでの電子申告の問題点(制度上・運用上)

これまで電子申告が普及しなかったのは制度や運用面に課題が多かったからです。私自身も実際に電子申告を体験してみて、その使い勝手の悪さや、従来よりもかえって時間や手間がかかるという非効率さを感じたものです。

そもそも「e-Tax」を利用するに当たっては、納税者側にその準備に手間や費用がかかりすぎていました。課税当局が自己の利益を追求する反面、肝心の納税者のことを全く見ていないからです。**納税者の手間のその最たるものが、納税者本人の電子証明書の取得**です。電子申告に際しては、なりすましや改ざん防止の対策として、申告時に電子証明書(本人固有の暗号鍵)を付けて送らなければならないからです(従来は本人と税理士双方必要。法人の場合には代表者に加え経理責任者も必要)。

「e-Tax」で利用できる電子証明書で一般的なのは、地方公共団体が発行する電子証明書(公的個人認証)です。住民基本台帳カードなどに電子証明書を組み込んでもらうものですが、この電子証明書の発行には 500 円かかります(この他に住民基本台帳カードの発行に 500 円かかります)。そして多忙な社長さん本人に 2 回ほど市役所へ足を運んでもらう必要があります(最初の 1 回目は代理人でもよい)。さらに 3000 円程度とはいえ、カードの読み取り機も購入しなければなりません。しかも公的個人認証(電子証明書)の有効期間は 3 年と決まっています。3 年後には証明書を取り直す必要があります。さらに当然のことながら、パソコンが必要ですし、ブロードバンド環境(高速インターネット専用回線)も必要です。

電子申告に必要なもの



(説明)

① 電子認証カード

上段は日本税理士連合会発行のもの。私はこれを電子認証カードとして利用しています。

下段は福山市役所で発行された電子証明書(公的個人認証)です。住民基本台帳カードに電子証明書を組み込んだものです。通常はこちらを使用します。

② IC カードリーダー

上の電子認証カードを読み取る機械です。パソコンにつないで使用します。

上記の他、高速回線インターネットに接続されたパソコンが必要です。事前準備として 2 枚の CD のインストールも必要です。また初期設定として電子証明書の登録作業も必要です。初期設定・登録はパソコンに慣れた人でも多少苦勞するかもしれません。私は説明書をしっかり読まずに取り掛かったため、何度もやり直して結構な時間を要しました。

これだけ様々な負担を納税者に強いながら、納税者にはほとんどメリットが無い。これでは電子申告が普及しないのは当たり前です。特に②の IC カードリーダーは値段こそ 3000 円程度から購入できますが、デオデオやヤマダ電機ではおそらく取り扱っておらず、一般には入手不可能でしょう(私は税理士会の斡旋で購入しました)。そこで、これに焦りを感じた課税当局は電子申告・納税システムの普及・促進に向け、この度、電子申告・納税システムの大幅な変更を行ったのです。

電子申告が改良されました。納税者にパソコンや電子証明書がなくても電子申告ができるようになりました。

この度、1 月より電子申告・納税システムの大幅な変更が行われました。それは、**納税者の許可があれば、税理士の電子認証だけで電子申告を認めようというもの**です。つまり、電子申告・納税システム普及の最大のネックとも言われた**納税者のパソコン設置や電子認証カードの取得を不要**にしたのです。つまり、税理士が上記①のカードと②の機械並びにパソコンを持っていれば、納税者はこれらを不要としたのです。

ただしそれでも問題がないわけではありません。裏面に問題点をまとめました。

(新電子申告システムの問題点)

- ① 仕組み上、税理士が依頼者（納税者）の許可を得ないまま申告することができる。（これまでは必ず納税者本人の署名と印鑑をいただき、これがない申告はありませんでした）
- ② 地方税の申告は当面、従来どおりの方法となります（地方税の電子申告の出来る自治体はまだ少ない）。法人税は電子申告、地方税は従来どおりの方法と、結果的に2度手間になります。
- ③ 申告書や決算書は、これまで通り紙に印刷してファイルすることになるでしょう（この方が見やすいし保管もしやすい）。結果的には紙代の節約にはならない。
- ④ 税理士にとっては電子申告作業は負担になります。その負担の一部は報酬に転嫁せざるを得ず、お客様の負担増にもなる。

国税システム e-tax では地方税は同時に申告できない

何と、驚くことに「e-Tax」では地方税の申告はできません。地方税の申告には別途「eLTax」という専用ソフトが必要であり、別途利用登録が必要となります。これらは別個のシステムですので当然、開発費や運用コストも別々に発生します。税金の無駄使いといしか言いようがありません。また、都道府県レベルでは地方税の電子申告は可能ですが、市町村レベルでは今のところ政令指定都市ぐらいしか対応できません。従って、市民税の申告は結局のところ従来どおりの申告しかできないのです。

平成 19 年 1 月からの電子申告の手順

次に電子申告の具体的な手順を紹介します。この手順は平成 19 年 1 月改良された新しい手順ですので、下記④の電子納税以外は税理士事務所にて、税理士が行います。

- ① 決算が確定した最終段階において、税理士事務所にて申告データを電子申告専用ソフトへ取り込みます。
(注:お客様のパソコン上ですることも可能です。この場合には、税理士がお客様のパソコンを使用して電子認証する
もしくは、お客様のパソコン上で作成した電子データを税理士事務所のパソコンへ移し変えます)
- ② 税理士の電子認証をします (基本的には税理士事務所で行います)。
- ③ 税理士事務所のパソコンから送信します。
- ④ 電子申告の送信結果が税理士事務所・納税者双方に電子メールのような形で連絡されます。この連絡を受けた後、納税者のパソコンから納税者自身で電子納税することが出来ます。納税者のパソコンに電子申告ソフト「e-Tax」をインストールしていない、もしくはインターネットに繋がっていない場合には確認ができません。

インターネットバンキングを契約されている方は電子納税をすれば金融機関へ行く手間は省けます。しかし市民税はまだ対応していないので、やはり市民税を納付するために金融機関へは行かなくてはなりません。結局のところは、手間は減らないばかりか増えるだけということです。

お勧め、電子申告の活用方法

次のようなケースでは電子申告は便利です。

- ① 毎月 (もしくは年に2回) の**源泉所得税の納付**は比較的簡単です。ただし、金融機関が近くにあって、混んでいなければ、これまで通りの方が早いかもしれません。金融機関に行くのが面倒な方には便利でしょう。
- ② **法人税や消費税の中間申告**。これらの手続も比較的簡単です。ただし①同様に金融機関が近くにあって、混んでいなければ、これまで通りの方が早いかもしれません。
- ③ **支店や営業所が日本全国各地にある場合の地方税の電子申告**。地方税の電子申告システムを使えば、申告書郵送の手間は省けます。ただし市町村の対応が遅れているので、市民税は従来どおりのままとなります。

(実際に使用した感想です)

私自身はすでに上記①、②について電子申告を行っています。納税もインターネットバンキングから納税しています。私はいつも、自身の税理士事務所の分と清友会計舎の分とで合せて 2 社分を一緒に処理しますが、電子申告と電子納税をするには数多くの暗証番号やパスワードを使用しなくてはならず (インターネットバンキングが 3 から4つの暗証番号やパスワードを要求するため)、私の場合2社で約10個の暗証番号やパスワードを入力しなくてはならないので、これが本当に煩雑です。正直なところ、近所に銀行も郵便局もあるので、最寄の金融機関へ行って納税する方が早いし楽だというのが実感です。

弊事務所の対応

これまで私自身が電子申告の内容や手順に批判的であることから、あえて電子申告の説明はしてきませんでした。また現時点までに大きなトラブルは報告されていないものの、試行錯誤が続く状況では時期尚早であるとの思いもあります。他の税理士の中には「時代の流れだから」と言って電子申告を積極的に推進されている方もいますが、メリットがないどころかむしろ負担の増加となるものをお客様にお勧めすることは私にはできません。しかし、電子申告は全く使えないものではなく、これにより利便性が高まる納税者もいらっしゃいますので、そのような方には電子申告ができるようにアドバイスをしていこうと考えております。関心のある方は、ご連絡ください。

ただし、電子申告は所詮は納税方法の一つに過ぎません。むしろその納税額が計算されるまでの過程の方がはるかに大事なのは言うまでもありません。『電子申告に力を入れるより、もっと税法の中身についての議論をし、公平かつ適正な課税の実現並びに未納・脱税といった違法行為の摘発のために公正な税務調査の実施に尽力してもらいたい』これが私の本音です。

(文責:公認会計士・税理士 日下真吾)

(平成 19 年 1 月 9 日付
日本経済新聞の記事を転載)

税の電子申告 利用低迷深刻



国税庁で二入れ

インターネットを利用して自宅や会社から納税手続をする「e-tax」による申告が低迷、国税庁が利用率アップに躍起になっている。二〇〇四年度に運用が始まったが、手続きの煩雑さなどもあって〇五年度分の利用は一割未満。今年の確定申告から還付金の受取期間を短縮し、期間中は二十四時間で申告を受け付けるが、同庁が掲げた「一〇年度に五〇％」というハードルを越すのは難しそうだ。

還付早め、署名省略

国税庁は二月十六日から始まる〇六年度分所得税の確定申告(還付申告は今年四日から)に向け、改善策を導入。e-taxを利用すれば、還付金の受け取りまでの期間が六週間から三週間へ短縮。夜間は受け付けを休止していたが、期間中の一カ月は二十四時間受け付けるようにした。これまではe-tax専用のソフトを郵送などで入手する必要があったが、ホームページ(H.P.)からダウンロードできる。国税庁は「e-tax」をアピールするからダウンロードできる「利用促進する」(同庁)という取り組みで、〇七年分が〇八年分のうちの一回限り適用される。税務署に郵送するか持参しなければならなかった医療費の領収書などの添付書類については、パソコンで数値入力できるようにする(書類は三年間保存が義務)。

確定申告シーズンを前に国税庁は昨年木、初めて東京都内で一般納税者向けにイベントを実施。都内で行われたイベントでは、同庁職員からパソコンで操作説明を受け「何とかできそう」という元会社経営の女性がいる一方「二度使ったが、手続きが難しくてうまくできなかった」(三十七歳会社員男性)という声もあった。